

## 検体検査実施料新規収載のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、この度、2020年5月13日付厚生労働省保険局医療課長通知「保医発 0313 第1号」にて、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(2020年3月5日付け保医発 0305 第1号)が改正され、2020年5月13日より適用されることになりました。

但し、現時点で弊社では当該検査を実施しておりません。受託可能になりましたら改めてお知らせいたします。

取り急ぎご案内いたしますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

### 記

#### ■「検査実施料」の新規収載

##### ● 実施料が新規収載された項目

点数区分	検査項目名	実施料	判断区分 判断料	注
<b>D012 感染症免疫学的検査</b>				
25	SARS-CoV-2抗原検出	600点 (150点×4回分)	免疫 144	*

[注]

\*： SARS-CoV-2(新型コロナウイルスをいう。以下同じ。)抗原検出は、当該検査キットが薬事承認された際の検体採取方法で採取された検体を用いて、SARS-CoV-2 抗原の検出(COVID-19(新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。))の診断又は診断の補助)を目的として薬事承認又は認証を得ているものにより、COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し COVID-19 の診断を目的として行った場合に限り、「25」マイコプラズマ抗原定性(免疫クロマト法)の所定点数 4 回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施した場合は算定できない。

COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を1回に限り算定する。

ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19 以外の診断がつかない場合は、上記のように合算した点数をさらに1回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。